

欧州連合 (EU) の使節権をめぐる

—エピキタリズム (2)—

川崎 晴朗

はじめに

*Whereas all international legal persons [international organisations] will have some rights and duties (and by definition rights and duties distinct from those of the members of the organisation), they will not all have the same capacities. The question of how such rights and duties may be enforced or maintained will also depend upon the circumstances. States are recognized as possessing the widest range of rights and duties, those of international organisations are clearly circumscribed in terms of express powers laid down in the constituent instruments or implied powers necessarily derived therefrom or otherwise evolved through practice.**

—Malcom N. Shaw

今回は「A ルクセンブルグにあった日本政府代表部の『分館』」、「B 主要国首脳会議 (G8) に対する EU の参加」(1) 及び「C 欧州委員会に対する非国家主体の代表部・事務部：その現況」の3編の小論文を寄せる。A はごく短いものであるが、筆者が外務省員ではなかったらおそらく書けなかったであろうと思う。外務省に直接かかわりのない研究者にとって参考になり得るかも知れないと考え、書き加えることとした。

* Shaw, *International Law* (6th Ed. ; Cambridge, U.K. : Cambridge University Press, 2008), p . 1302. Shaw 教授のこの記述は、かねてからの筆者の考え (例えば、本紀要第140号、36-7頁参照) と同じであり、引用させて頂いた。

A ルクセンブルグにあった日本政府代表部の「分館」

1. 国際機関は、一般に複数の内部機関をもつ。そして、ある国際機関の内部機関がすべて一つの加盟国を host country としているケースもあるが、いくつかの加盟国に分散してこれらの機関が置かれていることが多い。これは国際機関の新設にあたり加盟国の間で内部機関、とくにその主要なものをどこに置くかについて「綱引き」が行なわれ（いわゆる “bataille du siège”）、その妥協策としてこれら機関をいくつかの加盟国に分散して設置することが多いためである。既存の国際機関が新たに内部機関を増設する場合も同じ問題が生じ、また同じ解決法が案出され得る。また、欧州評議会（CoE または CE）や欧州連合（EU）のように議会部門・立法部門をもつ場合は、当該国際機関の事務局をどこに置くかの問題に加え、立法部門をどこに置くか、また議会部門の会議をどこで開くかにつき加盟国間で争いが生ずることがある⁽¹⁾。

2. 第三国が EU に常駐使節を派遣する場合、当該国が近隣の国に置かれた使節に EU を兼任せしめることが稀にあるが、通常はブリュッセルに常駐せしめる⁽²⁾。これは、EU の主要機関の多くが欧州共同体（EC）の時代からブリュッセルに所在しているためである。しかし、欧州議会（EP）は事務局をルクセンブルグに置き、本会議は原則としてストラスブールで開催される。欧州司法裁判所、会計検査院及び欧州投資銀行はルクセンブルグ、また欧州中央銀行はフランクフルトで活動している。これらの内部機関について、ブリュッセルにある EU 代表部では完全にフォローできない場合があろう。そこで、第三国がルクセンブルグ、ストラスブール及びフランクフルトの全部または一部に公館（大使館・総領事館等）をもつ場

(1) 『東京家政学院筑波女子大学紀要』第3集（1999年3月）、拙稿「欧州議会（EP）の過去と現在」、26-8頁。なお、スイスは2002年9月に国連に加盟したが、第三国であった時代からジュネーヴに国連諸機関が置かれていた。国際機関が第三国にその内部機関を置くのはきわめて珍しいが、これは国際連盟がジュネーヴに置かれていたという歴史的理由によるものである。国連は、スイス政府の了解の下に、旧国際連盟の施設を利用してきたが、この点はスイスが国連に加盟したあとも同様である（『外務省調査月報』、1962年5月、拙稿「ヨーロッパ3共同体の使節権」（1）、61頁）。

(2) トゥヴァル、ヴァヌアツのように使節が本国に居住し、必要に応じてブリュッセルに出張するケースもある。

合、これらの公館が EU に対する代表部（在ブリュッセル）の分館の役割を果たすことがあり得るのである。しかし、通常はこの役割は事実上のものであって、法制上のものではない。

3. さて、EC 委員会（のち欧州委員会）が発行している外交団リスト⁽³⁾の1986年9月版から、EC に対する日本政府代表部（在ブリュッセル）のページに“Chancellerie à Luxembourg”が存在するとの注が加えられた。この注は2001年7月版まで記載され、2002年1月版から削除された。

EC（のち EU）に代表部を派遣する第三国のうち、日本代表部についてのみ、しかも十数年にわたって外交団リストに何故かかる注が付されたのか。他の第三国も、当然ルクセンブルグにある大使館が同国にある EU 諸機関の活動ぶりをフォローしていた筈であるが、リストにかかる注を付されたケースはない。

4. 日本は、1927年（昭和2年）、法令上ルクセンブルグに公使館を置き、実際には在ベルギー大使館がルクセンブルグを兼轄していた。1962年（昭和37年）、在ルクセンブルグ公使館は大使館に昇格したが、在ベルギー大使館がルクセンブルグを兼轄するという状態はその後もつづいた。1996（平成8年）1月26日、在ルクセンブルグ大使館は実館となり、上条義春・参事官が同日、臨時代理大使として着任した。しかし、EC 委員会の外交団リストに日本の“Chancellerie à Luxembourg”が掲げられる以前から在ベルギー大使館の館員が1名ないし2名、ルクセンブルグに出張駐在していた。具体的には、1977年（昭和52年）8月、白田早苗^{しらた}・参事官がベルギー兼ルクセンブルグに発令となったが、実際にはルクセンブルグに出張駐在し、同年10月1日、同国に大使館仮事務所を開設した。資格は臨時代理大使であった。白田参事官は1979年（昭和54年）7月、兼ねて日本政府の EC 代表部に発令となった。

その後、1979年（昭和54年）10月、南村隆夫^{なむら}・一等書記官（のち参事官）が、また1984年（昭和59年）12月、土佐勝男・参事官がそれぞれベルギー

(3) 冊子による最後の版は2008年12月版で、その後電子情報化された。なお、2009年12月1日、リスボン条約が効力を発生し、欧州共同体（European Community = EC、旧 EEC）は欧州連合（EU）となり、欧州原子力共同体（EAEC）は別個の法主体となった。現在、第三国代表には EC にのみ信任されている国と EC 及び EAEC の双方に信任されている国とがある。

兼ルクセンブルグ兼 EC 代表部に勤務を命ぜられ、ルクセンブルグに出張駐在することとなった。土佐参事官は1986年（昭和61年）12月、在アガナ（のちハガツニヤ）に総領事として任命され、ルクセンブルグを離れたが、同参事官の在任中に EC 委員会の外交団リストの前述の注が書き加えられたことが分かる。筆者は本稿を起草することになったとき土佐参事官（筆者は彼を個人的によく存じ上げていた。）と連絡を取るため手を尽したのであるが、ついに彼から直接に事情をうかがうことができなかった。筆者の想像であるが、土佐参事官の在任中、在ルクセンブルグ出張事務所は増員等により同国にある EC の関係機関（とくに欧州議会事務局）にかかわる事務を処理する体制を整えるに至ったのであろう。同参事官は、あるいはこれを制度上のものにしようと考え、EC 委員会の外交団リストに上記の注を加えたのか。

土佐参事官の後任となったのは恒川賢友・参事官で、1986年（昭和61年）11月、ベルギー、ルクセンブルグ及び EC 代表部に発令となり、ルクセンブルグに出張駐在した。ちなみに恒川参事官の後任は川合智司、大島愛高及び上条義春（前出）各参事官で、上条参事官は1995年（平成7年）2月、前任者たちと同様、ベルギー、ルクセンブルグ及び EU 代表部に発令となったが、のちにルクセンブルグ臨時代理大使に任ぜられ、ベルギー及び EU 代表部については兼任を免ぜられた。

5. 1986年9月版から2001年7月版までの欧州委員会の外交団リストの日本に割かれたページに“Chancellerie à Luxembourg”の注記があったことにつき、筆者は、これはおそらく EC 委員会の編集上の誤りで、同委員会がのちこれに気づき、削除した可能性が高いと考える。しかし、いまとなつては真相は誰にもわからない。

それにしても、ある国際機関の本部に第三国の代表部が信任されている場合、もし当該国際機関の内部機関がいくつかの加盟国に置かれているとすれば（EU が正に case in point である。）、内部機関が置かれている加盟国に信任されている第三国の公館は事実上本部に対する代表部の「分館」の役割を果たすことになろう。多くの場合、それはあくまでも事実上の現象であるが、役割としてきわめて重要なものとなることもあろう。

国家間で交換される外交代表と違い、EU 代表部がベルギー以外の EU

加盟国に兼ねて信任されることあり得ないであろう。これは国家に対する外交代表と EU のごとき巨大な国際機関に対する第三国の代表との間で見られる相違点の一つであるといえる。

B 主要国首脳会議（G8）に対する EU の参加（1）

1. 筆者は本紀要第141号の「付記3」で EU がノーベル平和賞を付与され、2013年12月10日、オスロで行なわれた授与式には EU を代表して欧州理事会議長、欧州委員会委員長及び欧州議会議長の3人が出席したと述べた（17－21頁）。三つの主要機関の長が EU を代表したことになるが、ある国際機関がどの内部機関で代表されるかという問題は当該国際機関が決定すべきもので、一般的にそれほど解決が困難な問題ではない。しかし、強大な国際機関についてはこれがやっかいな問題となり得ることは、EU の前身、欧州共同体が提供したいいくつかの例からも明らかである。とくに欧州経済共同体（EEC）及び欧州原子力共同体（EAEC）については、主要機関（とくにそれぞれがもつ閣僚理事会及び委員会並びに欧州議会）をどこに置くか、理事会及び委員会との権限をどう配分するか等をめぐって争いがあり、「ルクセンブルグの妥協」等で鎮静化が図られた（EEC 委員会『第9次一般報告』[1965年4月1日－1966年3月31日]、ポイント5－16）。

欧州連合（EU）はさまざまな国際会議に参加している。定期的なものも不定期的なものもあるが、これは EU が国際法でいう会議参加権（*jus congressus*）をもつことを関係国が承認している結果なのであるが、EU が広い意味での使節権をもつ例証と考えることもできる。（国際会議参加権は「一時的な使節権」の一部であり、使節権を広義に解釈する場合は一時的な使節権も包含される。）

しかし、EU のこの権利が認められるのは必ずしも簡単なことではなかった。

ここでは、EU が世界主要国首脳会議（G7、のち G8）⁽⁴⁾ にいつから、

(4) 世界主要国首脳会議は1988年6月の会議にロシアが参加するまでは「先進国首脳会議」と呼ばれ、また G7 と称されたが、ロシアの参加後は「世界主要国首脳会議」、また G8 となった。周知の理由で、2014年6月4日5日に開催された第40回世界主要国首脳会議にはロシアは招待さ

そしてどのように参加しているのかにつき述べたい。後者は、EUのどの機関が、どのような形でG8に出席したかの問題であるが、EU理事会（のち閣僚理事会）及びEC委員会（のち欧州委員会）の出席が実現するまでの道程は必ずしも平坦なものではなかった。一口でいえば、国際機関（またはその一部）が国家と平等な立場で、すなわち「肩を並べて」、国際会議に参加するのはおかしいという考え方があった。いいかえれば、国際機関の国際会議参加権に対する理解の不足または欠如が見られるという傾向があったのであるが、これは欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の発足以来、加盟国（すくなくともその一部）の間に長い間見られた傾向である。EUの国際会議参加権といっても、とくにEC委員会（のち欧州委員会）という超国家機関のそれを無視しようとする考えが強かった。EU理事会（閣僚理事会）はもともと加盟国政府を代表しているので、会議に出席しているこれら政府の参加権と重複する。したがって同理事会の参加はもともと不必要ではないかという議論も場合により生じ得るのである。

2. G8の開催を提唱したのがフランスのValéry Giscard d'Estaing大統領であることは誰でも知っているが、それが正確に1975年のいつのことであったか、筆者はまだ知り得ないでいる。

Giscard d'Estaing大統領が開催を提唱したのは日本、米国、イギリス、フランス及びドイツの5大国首脳会議で、彼は通貨問題につき首脳同士で率直に話し合おうと提案した。1975年7月16日、ドイツ（当時は西ドイツであった。）のHelmut Schmidt首相が直ちに賛意を表明したというので、Giscard d'Estaing大統領の提案が行なわれたのは当然同月15日以前であろう。7月16日、ブリュッセルで開かれた欧州共同体（EC）首脳会議の際のフランス大統領及びドイツ首相の会見で、後者が正式に開催を支持したのである。朝日新聞高橋特派員による17日ブリュッセル発電は「仏、西独の、前職がいずれも蔵相だったテクノクラート政治家により（開催が）合意されたことは、この会議の性格を示すものといえよう。」と述べているが（7

れず、再びG7となった。この状態が恒久化するか否かは現在のところ誰にも予測できないが、本稿では便宜上、それぞれ世界主要国首脳会議またはG8に統一する。なお、G8にロシアが参加することについては旧ソ連時代からその可能性が取り沙汰されていた。ロシアの参加は、ソ連解体後の1988年6月、トロントで開かれたG8ではじめて実現したことになる。

月18日付朝日新聞、9面)、筆者はフランスがアイデアを出し、ドイツがこれに直ちに賛成したとなると、何となくシューマン・プラン成立の経緯を想起せざるを得ない。シューマン・プランは1950年5月9日、フランス政府により提示され、やがて欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の結成をもたらした。5大国首脳会議の開催案もシューマン・プラン同様、フランス外交の「創造的な性格」を示す具体例といえよう。（7月8日、米国國務省スポークスマンは「もし招待された場合は、米国政府は会議への出席を検討することになろう。」と述べた。米国が2番目に積極的な姿勢を示したといえそうである。）

ともあれ、G8は当初「G5」であり、ECの参加はまったく考慮外であった。フランスはランブイエ首脳会議開催を提案したが、先進国の首脳を集めるとしても、場合によっては1回限りの会合であり、議題は通貨問題に限定され、また正式な国際会議の諸形式に縛られることのない、すなわちあくまでも非公式なもので、首脳同士がくつろぎ、膝を突き合わせて卒直に話し合う場をもつことを意図したに違いない。当然、参加者の数は限定しなければならない。

しかし、被招待国の間で、通貨問題に限らず、この際5カ国間で経済政策の調整について話し合おうという動きがフランス以外の関係国で顕在化することとなった。さらに、5大国首脳会議は年1回、定期的に開催されることとなった。会議の性格にしても、限られた数の先進国の首脳がざくばらんな、informalな話し合いを行なうというフランスの考えは大きく変質して行った。

1. EUの欧州理事会及び欧州委員会について

EUのG8への参加振りについて述べるに先立ち、欧州理事会（European Council）と理事会とは別の組織であること、そして欧州理事会は1975年から存在していたが、2009年12月1日に効力を発生したリスボン条約（2007年12月13日署名、2009年12月1日効力発生）ではじめてEUの正式な一機関になった（A条約第13条1.）ということを変更して強調しておかなければならない。理事会は加盟国の閣僚級の代表で構成されるが、欧州理事会を構成するのは加盟国首脳（大統領、首相）である。

1976年7月1日、ECSC の特別閣僚理事会 (Special Council of Ministers)、EEC 及び EAEC がそれぞれもっていた閣僚理事会 (Council of Ministers) が単一の EC 理事会 (Council of the European Communities) に統合された⁽⁵⁾。1993年11月1日、欧州連合条約が実施された直後、EC 理事会はみずからを EU 理事会と改称した。これが欧州理事会の発足後、理事会となるのである。

既述の如く、欧州理事会は1975年から存在していた。同年後半、アイルランドが EU 理事会の議長国を務めたが、11月3日、ダブリンで欧州理事会の初会合が開かれ、以来これが定例化したのである。すなわち、欧州理事会は当初は条約上の組織ではなく、加盟国首脳が条約の枠外で欧州共同体を通ずる欧州統合の問題を話し合うためのものであった。

1986年2月17日ルクセンブルグで、また同月28日ハーグで調印され、1987年7月1日に効力を発生した単一欧州議定書 (SEA) で欧州理事会は欧州共同体の事実上の最高意思決定のための組織となった。しかし、同理事会はまだ欧州共同体の機関ではなかった。欧州連合条約 (マーストリヒト条約、1992年2月7日調印、効力の発生は1993年11月1日) は SEA の規定を受け継いだ (第 II-21条1.)。

2004年10月29日に調印された欧州憲法条約ははじめて欧州理事会を欧州連合の正式な一機関とし、閣僚理事会 (理事会となった。) とは条約上並立することとしたが (第 I-19条1.)、周知のごとく、同条約は批准されることがなかった。リスボン条約は欧州憲法条約の精神及び関連規定の多くを踏襲した。かくて、前述のように、同条約は EU の機関として欧州理事会及び理事会を並記するに至った。すなわち、リスボン条約が欧州理事会を欧州連合の正式な一機関とした最初の条約となったのである。以下、本稿で同条約が効力を発生した2009年末以降の欧州理事会を仮に「新欧州理事会」と呼ぶことがある。

欧州理事会及び理事会は6ヵ月ごとに議長国が変わったが、新欧州理事会議長任期は2年半と定められた。(1回に限り再選を認められる。A 条約第15条第5項) また、欧州理事会議長は「個別の国家の役職については

(5) 単一の理事会及び単一の委員会を設置するためのブリュッセル条約は1965年4月8日調印され、1967年7月1日、効力を発生した。

ならない。」とされた（A 条約第15条第6項 b）。リスボン条約が効力を発生した2009年12月1日にファン・ロンパウ（Herman Van Rompuy）が初代議長に任命されたが、これに先立ち、同年11月25日、彼はベルギー首相を辞した。ファン・ロンパウは公式には2010年1月1日就任したが、これは2009年7月－12月の期間、ベルギーが欧州理事会の議長国であったためである。なお、彼は2012年3月1日、再選された（任期は2012年6月1日から2014年11月30日まで）。ファン・ロンパウ議長の後任者は近く選出されることとなろう。

リスボン条約の実施後は欧州理事会が EU の正式な機関となったのみならず、前述のように欧州理事会議長の任期が長くなり、かついかなる国の役職にも関係してはならないことになった。議長は欧州理事会の構成員の中での首席（*primus inter pares*）という役割をもつにとどまるのであるが、ある意味では「EU の顔」というべき存在になったといえよう。（しかし、筆者は日本のマスコミがしばしば欧州理事会議長を「EU 大統領」としていることに賛成できないでいる。）

一方、EC 委員会（Commission of the European Communities）は1976年7月1日、ECSC の最高機関（High Authority）、EEC 及び EAEC がそれぞれもっていた委員会（Commission）が一つに統合されたもので、1976年7月1日、単一の EC 理事会と同時に発足した。EC 委員会は、欧州連合条約の下で欧州委員会（European Commission）と改称された⁶⁾。現在の委員長は Jean-Claude Juncker 元ルクセンブルグ首相で、2014年7月24日に任命され、11月1日、それまでの委員長、Manuel Barroso に代わって就任したが、近く後任者が選出されよう。

2. EU が G8に参加するまで－ G8の起源について－

1. 1977年5月7日－8日の第3回 G8から今日に至るまで、EU からは閣僚理事会（のち欧州理事会、さらに新欧州理事会）及び EC 委員会（のち

(6) 実際には、EEC 委員会は非公式ながら発足当時からみずからを欧州委員会と称していた。例えば『外務省調査月報』2006年度 /No.3に掲載の拙稿、87－8頁で EEC 委員会『第1次一般報告』（1958年1月1日－同年7月17日）を引用したが、ここで EEC 委員会を「欧州委員会」と記している（ポイント168）。

欧州委員会)の両機関がG8に参加しているが、これら2機関がG8に参加するに至る道程は実は平坦なものではなかった。これをEC委員会(のち欧州委員会)の*Bulletin of the European Communities*(のち*Bulletin of the European Union*)の記述から眺めてみよう。

第1回(1975年11月15日-17日、仏:ランブイエ)及び第2回(米国:プエルト・リコ、1976年6月27日-28日)のG8にECは出席しておらず、*Bulletin*の1975年11月及び1976年6月号には会議後発表された宣言のテキストを掲げたのみである⁽⁷⁾。

しかし、EC(閣僚理事会及びEC委員会)はプエルト・リコG8に参加すべきであるとの意見は出された模様である。しかし、同会議に先立つ6月23日、EC委員会はこれに参加しないとの声明を発表した。すなわち、EC委員会はGaston Thorn 理事会議長及びFrançois-Xavier Ortoli 委員長の出席を妥当としていたが、全加盟国に受け入れられなかったとして遺憾の意を表明、またG8がECの利益に一致する結果を生むよう、またECの権限を侵すような決定を下さないよう努力することを求めた(*Bulletin* …,1976年6月、ポイント2201)。

第3回G8は1977年3月25日及び26日に開催されたが、*Bulletin* 1977年3月号は“Although matters within the competence of the Community were discussed at the previous summits, the Community was not invited to take part in the meetings, which were purely intergovernmental. This was criticized by the European Parliament, the Commission and the five Member States that were not invited.”と書いた(ポイント2.3.1.)。実際に、1977年3月22日、欧州議会は決議を行ない、“The European Parliament, … insists that the Community as such—Council and Commission—be represented at the forthcoming Western Economic summit in London; …”と述べた。欧州理事会は3月25日及び26日、ローマで会合したが、26日、次の議長声明が発出された。“The President of the Council and the President of the Commission will be invited to take part in those sessions of the Downing Street Summit at which items which are

(7) 1975年11月、英語版、88-9頁及び1976年6月、英語版、102-3頁。

within the competence of the Community are discussed. Examples of such items are negotiations about international trade and the North South Dialogue.”

Bulletin の1977年7/8月号は、“In response to this criticism the European Council, meeting in Brussels on 12 and 13 July 1976, …unanimously agreed that when such conferences took place the Member States should inform and consult one another as quickly as possible on how Community interests could be consolidated and that [problems which fell within the Community’s competence] should be dealt with in full compliance with the requirements of Community procedure.” と述べる（ポイント2434）。

このようにして、閣僚理事会及び EC 委員会が第3回 G8から参加することとなったのである。

閣僚理事会は、ドイツ、フランス、イタリア及びイギリスが G8のメンバーである以上、ある意味では常に G8で代表されているといえるであろう。とくにこれら4ヵ国に一つが議長国である場合は問題がない。もっとも、それ以外の加盟国（仮に「中小国」と呼ぶ。）が議長国である場合は問題が生じ得たであろうが、これについては後述する。

2. 加盟国のうちの1ヵ国は EU が G8のメンバーとなることに反対であった。前掲の1977年7/8月号 *Bulletin* は引きつづいて次のように記述している。“The difficulties were still not ironed out, however, as one Member State was still reluctant to accept the idea of such participation.” 筆者の考えであるが、「ある加盟国」とはフランスであることに疑問の余地はあるまい。

Discard d’Estaing 大統領の下にあったフランスは1975年7月、ランブイエで首脳会議を開催することを提案したが、同国の当時の意図は何であったのか。この年、世界経済は戦後最大ともいべき景気後退を経験した。石油危機に伴う景気後退で、前年の異常なインフレには改善がみられたもののまだ根強いものがあり、国際収支の面においても非産油開発途上国の経常収支の大幅な赤字を中心に、国際的不均衡がつづいた。このよう

な状況の下、とくに先進国の間における国際協調を強化して景気をすみやかに回復し、世界経済の持続的成長をはかる必要性が強く認識されることとなった。フランスがパリ郊外の由緒あるランブイエの古城に先進6カ国の首脳を集め、くつろいだ雰囲気の中で話し合いを行なうことを決めたことはまことに時宜に適したことであったといえよう。

しかし、G8は次第にその性格は変化を見せて行った。外務省の2005年版『外交青書』は「G8サミットの現場から」と題するコラムをかかげている(209頁)。筆者は外務省員の横路晃氏で、2002年6月26日―27日の第28回(加:カナナスキス)、2003年6月1日―3日の第29回(仏:エヴィアン)及び2004年6月8日―10日の第30回(米国:シーアイランド)の各G8に関係されたが、同氏はこのコラムで「サミット当初の主要テーマはマクロ経済分野での政策協調でしたが、近年は、そのほかに、不拡散・テロ対策、途上国の開発問題、環境問題、北朝鮮、イラクなどの地域情勢といった、その時々国際社会が直面する諸問題が討議されます。特に、2002年のカナナスキス・サミット以降、G8諸国が協調してより具体的な措置をとろうとする傾向が強まって、サミット終了時に多くの『行動計画』が発表されるようになっていきます。…」と書いている。当然、各参加国からは首脳のみならず外相、貿易相、財務相等が参加し、首脳会談とは別個に閣僚級会談が開かれるようになった。

そのこと自体はこのレベルの会議としては、ある意味では当然の成り行きであり、またそれなりの意義のあることであるといえると筆者も思う。しかしながら、提唱国フランスは当初の意図に反してG8が定期会議と化し、EUが全面的に参加するようになり、議題が回を追うにつれ多様化したのみならず、各国代表団が膨れ上がり、会議が巨大化するにつれ、G8の「変質」に失望を隠そうとしなくなった。例えば、1985年5月10日付朝日新聞は、9日 François Mitterrand 大統領は記者団との懇談で「サミットは変質した。」といい、閣僚、補佐官等の参加者が年々ふえ、運営が非効率になってきた、と述べた。同大統領は、1985年5月のボン・サミットでも「こんなに政治論争をしたり、何かを決めようとするなら、もうサミットには出ない。」と述べた経緯がある。

3. 前述の1977年3月26日発出された欧州理事会の議長声明は、表現がや

やあいまいである。James Callaghan 理事会議長はイギリス首相として G8 に全面的に出席できるとしても、読み方によっては EC 委員会の Roy Jenkins 委員長は委員会の権限に属する問題の討議のみに参加できることになる。実際に、G8 の開催直前の 5 月 3 日にブリュッセルで開かれた EC 外相会議においてイギリスの David Owen 外相は欧州理事会で決定された方針に基づくとし、5 月 7 日の会議は世界経済全般を討議するが、当日の討議には Jenkins 委員長は除外される、5 月 8 日の会議は多国間貿易交渉、南北問題、エネルギー問題等を取り上げるので、これには Jenkins 委員長は参加する旨を明らかにしたのである。

しかし、エリゼ宮の発表によれば Giscard d'Estaing フランス大統領は 5 月 6 日夜開かれる Callaghan 首相主催の晩餐会を欠席し、会議初日の 7 日朝、ロンドン入りすることとなった。Jenkins 委員長が政治経済問題を話し合う席に部分的にせよ招待されているのは 3 月末開催の欧州理事会の決定に反するというのが同大統領の欠席の理由とされた。フランスは、G8 の 2 日目の討議のみにせよ欧州委員会委員長が公式な形で出席することを嫌ったようである。おそらく、フランスは 3 月末の欧州理事会でもそのような主張を行なったのであろう。そして、イギリスはフランスの強硬な態度を前に欧州理事会議長声明をあえて厳格に解釈し、Jenkins 委員長を初日の討議から外す決定を行なったものとみられる。それにもかかわらず、フランスはまだ不満で、またその不満を隠そうとはしなかったのである⁽⁸⁾。

欧州理事会については、イギリスの Callaghan 首相が第 3 回 G8 に理事会議長として出席することに問題はなかった。もちろんこれは、イギリスが 1977 年 1 月 - 6 月、欧州理事会の議長国であったためである。一方、Jenkins 委員長の「部分的」な出席については、後述するように欧州委員会スポークスマンが不満を表明したほか、EU 加盟国、とくにオランダ等の小国は、各議題は相互に関連しており、切り離すことはできないとして強く反発した。また、ルクセンブルグの Gaston Thorn 首相は「EC は日曜

(8) 1977 年 5 月 7 日、バッキンガム宮殿でエリザベス女王主催の晩餐会が開かれたが、女王の右隣、すなわち最上席にフランスの Giscard d'Estaing 大統領が着席した。5 月 9 日付朝日新聞は、これは「女王とフィリップ殿下（注 女王の正面に着席）の『外交的配慮』だ」と報じた（3 頁）。

日（注 5月8日は日曜日）にだけ存在するものではない。」と述べた。

ちなみに、Jenkins 委員長はイギリス人である。

3. 第3回 G8以降の EU の参加ぶり

1. それでは、第3回 G8以降の EU の参加ぶりにつき、主として欧州委員会の *Bulletin* により眺めてみよう。

(1) *Bulletin* 1977年5月号

1977年5月7日－8日、ロンドンで第3回 G8が行なわれ、閣僚理事会議長及び EC 委員会委員長がこれに出席した。ただし、前述したように、EC 委員会の Jenkins 委員長は5月8日の会議のみに参加した。

Bulletin は、“For the first time, the Community as such participated in some of the discussions which took place at the third summit Western industrialized countries held in London on 7 and 8 May. It was represented by Mr. Roy Jenkins, President of the Commission, and Mr. James Callaghan, President of the Council of the European Communities and Prime Minister of the United Kingdom.” また、“In 1977 the major advance was the participation [in the summit] of the Community as such…” と記述した（ポイント1.6.2.）。

第1日の国または政府首脳による “general discussion” に委員会が招待されなかったことに関し、委員会スポークスマンは「（これまでの G8 に比較して）共同体がそれ自体としてはじめて参加するのは “a step forward” であるが、日程は artificial であって完全に満足することはできない。」と述べた（ポイント1.6.2.）。

会議後同委員会は声明を発表、“Although the arrangements for his [Mr.Jenkins’] participation were artificial and untidy, the Commission had nevertheless been represented at a summit for the first time and this represented a considerable advance. It was a pity that there had had to be argument about it but no discourtesy had been shown to him on Sunday and he had played a full and active part. The arguments did form a basis on which to find a more satisfactory solution which was very important both for cohesion of the Community and the interests of

the five smaller Member States… He [Mr.Jenkins] hoped for a clearer position in the future on Community representation.” と述べた（ポイント1.6.13.）。

5月11日、Jenkins 委員長は欧州議会に対し声明を行ない、“This was the first time that the Community as such had played any part at a Western Summit meeting, and I greatly welcome this important innovation… I cannot pretend that the arrangements for the representation of the Community were either logical or entirely satisfactory… Given the range of the Community’s responsibility, attempts to distinguish between the general and specific aspects of our economic problems are inevitably artificial and difficult. I hope that we shall be able to get a better arrangement next time.” と述べた（ポイント1.6.14.）。

1976年当時、EU は第1次拡大を終えて加盟国は9カ国で、うちフランス、ドイツ、イタリア及びイギリスの4カ国が G8のメンバーであった。その後 EU は第2次―第7次拡大を通じて加盟国数が増大をつづけ、2013年7月には28カ国となったが、G8参加国は4カ国のままである。非参加国の見解をいかにして会議に反映させるかの問題は、「欧州共同体の結合」（cohesion of the Community）の観点から見て、年月と共にますます深刻になって行ったのである。

(2) *Bulletin* 1978年7/8月号

1978年7月16日及び17日、ボンで第4回 G8が開催され、欧州共同体からはドイツの Helmut Schmidt 首相が欧州理事会を、また Jenkins 委員長が委員会をそれぞれ代表して両日とも会議に出席した。1978年7月から12月まではドイツが議長国であったから、Schmidt 首相がボンの G8で欧州理事会議長として出席したのは当然である。

こうして、EC の両機関が G8にフルに出席する慣例が確立したことになる。*Bulletin* は、“This fourth summit has thus sealed the Community’s right to participate, which was gained, not without difficulty, before the London summit on May 7 and 8 May 1977.” と書いた（ポイント1.1.1.）。会議後の共同声明では、“The European Community was represented by the President of the European Council and by the President of the

Commission of the European Communities for discussion of matters within the Community's competence.”と述べられている。また、7月18日、委員会のスポークスマンは“The Commission is very satisfied with the Bonn Summit Declaration and with the results of the Summit, at which the Community was fully represented by the President of the Council and the President of the Community.”と述べた(ポイント1.1.6.)。

筆者は、第4回 G8の開催直前の7月6日及び7日、ブレーメンで欧州理事会が開催された(*Bulletin*, 1978年6月、ポイント1.5.1-1.5.2.)ことは、G8への EC の参加の観点から無視できないと考える。筆者は、議題の一つは G8に招待されない EC 加盟国がその考え等を参加4ヵ国の首脳に伝達することであった、そして毎年、G8が開催される直前に欧州理事会を開き、G8のアジェンダ上の各項につき非参加国の見解を聴き、これを会議に反映させるという慣例がここで生まれたと考える。

(3) *Bulletin* 1979年6月号

東京サミットは1979年6月28日及び29日に開催されたが、これに先立ち、同月21日及び22日、欧州理事会がストラスブールで開かれ、EC 加盟国はとくにエネルギー政策で合意を遂げた(ポイント1.2.1.)。

東京サミットにつき *Bulletin* は、“This was the third time that the Community had participated as a full member in a Western Economic Summit … It was represented by Mr. Giscard d’Estaing in his capacity as President of the Council, and Mr. Jenkins, President of the Commission.”と述べた(ポイント1.2.1. -1.2.6.)。1979年6月当時の欧州理事会議長国はフランスで、Giscard d’Estaing 大統領が同理事会を代表したのである。

(4) *Bulletin* 1980年6月号

Bulletin の1980年6月号によると、同年6月22日及び23日のヴェニスで開催される第6回サミットを控え、欧州共同体の加盟9ヵ国の首脳及び外相並びに EC 委員会の Jenkins 委員長及び Francois-Xavier Ortoli 副委員長が6月12日及び13日、同地で欧州理事会として会合した。*Bulletin* は、“…This is the fourth time that the Community as such had been represented at a Western Economic summit. It was represented by Mr.

[Francesco] Cossiga in his capacity as President of the European Council and Mr. Jenkins, the Commission President.”と述べている（ポイント1.1.1. -1.1.23.）。すなわち、ヴェニス・サミットにも欧州共同体から閣僚理事会議長及び EC 委員会委員長の2人が出席したのである。1980年前半の閣僚理事会議長国はイタリアで、Sandro Pertini 大統領及び Cossiga 首相（1985年7月3日、第8代大統領に就任）が同理事会を代表した。

2. かくて欧州共同体から閣僚理事会議長及び EC 委員長が G8に加わる慣例が定着した。そこで、第7回以後の G8については欧州共同体（のち EU）から誰が参加したかの記述は省略する。しかし、一、二の点につき述べたい。

(1) 1981年7月19-21日、オタワで開催された第7回 G8についてであるが、G8開催準備の一環として6月29日-30日、ルクセンブルグで欧州理事会が、また7月6日に EC 理事会（経済・財政）が開かれたことに加え、このころから G8参加各国のいわゆる「シエルパ」が開催前から活躍するようになった。前出の横路晃氏もその1人であろう。

欧州委員会も同様で、例えば *Bulletin* 1981年7 / 8月号は「委員長を代表して、Fernand Spaak がサミット参加国の個人代表たち（personal representatives）と会合した。」と述べている（ポイント1.1.1.）。

(2) 余談のようで恐縮であるが、1993年7月8日-9日、東京で開催された第19回 G8では欧州委員会の Jacques Delors 委員長は健康上の理由で欠席した。代理として、Henning Christopharsen 副委員長のほか Leon Brittan 委員が出席した。

4. 欧州理事会の議長国

欧州理事会が EU の正式な機関となるまで、すなわち2009年7月にラクイラ（イタリア）で開催された G8までは EU 理事会の議長国が出席したが、同理事会議長の任期は半年であった。ドイツ、フランス、イタリア及びイギリスの4大国以外の中小国が理事会議長国である場合は、任期が短いこともあって、G8におけるその軽重が問われることはあり得たであろう。

リスボン条約の効力発生は前述のように2009年12月1日であったため、新欧州理事会の Van Rompuy 議長が G8に参加するのは2010年6月、ムス

コカ(カナダ)で開催された第36回からとなった。前述したように、欧州理事会議長任期は、リスボン条約の下で2年半となった。任期が伸びただけではなく、彼(彼女)は「個別の国家の役職についてはならない。」とされた。したがって、中小のEU加盟国が欧州理事会の議長国であっても、G8における存在意義を問われることはもはやなくなったといえる。

ところで、2005年7月にG8がイギリスのグレンイーグルズで開催された当時は、たまたまイギリスがEU理事会の議長国であったが、同国のJack Straw 外相がEU理事会代表として出席している。

5. EU参加の特殊性

リスボンA条約第13条1.は、EUの機関として欧州議会、欧州理事会、理事会(旧閣僚理事会)、欧州委員会、EU司法裁判所等を挙げている。このうち欧州議会について、同条約は「欧州議会は理事会と共同で法律制定者として行動し、理事会と共同で予算の権限を行使する。」等と規定する(第14条1.)。同条約は欧州理事会に「連合(EU)に対しその発展に必要な刺激を付与し、そのため一般的政治目標及び優先順位を定める。」という任務を与える一方、「欧州理事会は法律を制定しない。」としている(第15条1.)。

理事会の任務につき、リスボンA条約は「欧州議会と共同で法律制定者として行動し、欧州議会と共同で予算の権限を行使する」ことである旨規定している(第16条1.)。また、欧州委員会は、リスボン2条約(リスボンA条約及びリスボンB条約)にしたがって諸機関が制定する措置の適用に尽力し、2条約に即して協調、執行、管理機能を行なう一方、リスボン2条約に特段の規定のない限り、「連合(EU)の法律は委員会の提案に基づいてのみ制定することができる。」とされる(第17条2.)。

このように、EUの諸機関には条約上それぞれ任務・権限が付与されているが、これら任務・権限にかなりの重複が見られる。国家で見られる「三権分立」の原則はEUでは見られないのである。

G8に参加するのは、具体的には八つ(または七つ)の主要国の政府である。しかし、EUの場合は単一の行政府がない。理事会は欧州議会と並ぶ立法機関であると同時に執行権限を一部にもつ。また、欧州委員会は主

として執行機関の役割を果たすが、一部に立法権限をもつ。EUの理事会及び欧州委員会のもつ任務・権限は1952年に発足したECSCの特別閣僚理事会及び最高機関がもっていた任務・権限と比較してかなりの変化はあるものの（とくに最高機関のそれは強大であった。）、基本的には変更が加えられていない。すなわち、理事会及び欧州委員会のそれぞれが執行部の役割を担っているのである。

このような事情で、EUはG8には閣僚理事会（のち欧州理事会）及び欧州委員会の双方を参加させざるを得ない。EUが国際会議の多くに欧州委員会のみによって代表されていることは事実であるが、多くの国際会議については同委員会の執行権限の範囲内で処理し得るということであろう。また、重要な会議の場合、欧州委員会は理事会が付与した権限内で行動する。

しかし、G8は例外で、2009年までは理事会も同委員会と並んで参加していた。この点がEUによるG8参加の特殊性の最大なものであった。

このほかの特殊性として、EUが国家のように領土・住民をもたず、したがってG8の開催にあたって開催地を提供することがない等、いくつもの点を挙げることができよう。

C 欧州委員会に対する非国家主体の代表部・事務所：その現況

1. 筆者は、本紀要第123号から第131号までに寄せた諸稿で、ECSCの発足からリスボン条約が効力を発生するまでの期間、欧州3共同体と域外にある国（第三国）及び国際機関等の非国家主体との間に派遣・接受された公式代表について述べた。このようにして収集した資料を基礎に、*Annotated Summary of Lists of Delegations, Missions and Offices Sent and Received by the European Communities: September 1952 to November 2009* を作成した。この資料は二、三回改定したが、最直近のものは2011年10月版で、それ以降は改定していない（最終版は国立国会図書館に納本済みである、請求番号A99-E5-B87）。ここでは、第123号（2004年9月刊）から第127号（2006年3月刊）に発表した、欧州委員会が接受した非国家主体の代表に関する抽稿に基づ

き、これら代表の現況をチェックしたい。他のカテゴリーに属する代表についてもいずれ同様な作業を行ないたい。(なお、本稿に掲げる国際機関の日本語名は外務省で使用されているものである。)

ここに「非国家主体」というのは、大きく分けて(1)国際機関及び(2)それ以外の主体の二つのグループに分けられる。(1)は、さらに国連及び国連機関、国連専門機関並びにその他の国際機関に分類することができる。また、(2)には、香港のように一つの国の一部であるが一定の国際的地位を認められているもの、パレスチナのようにEU加盟国の全部が国家として承認するに至っていないもの、マルタ騎士団のように国ではないが特殊性を有する団体で、広く国際法上の行為能力(例えば使節権)を認められているもの等が含まれる。

2. 欧州委員会編の外交団リスト、*Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés européennes et représentations auprès de la Commission* はネット検索が可能であるが、2014年10月11日にアクセスしたところ次の通りであった。

(1) 国際機関以外の非国家主体の連絡事務所については紀要第124号(2004年12月刊)では、Bureau Économique et Commercial de Hong Kong、Bureau Économique et Commercial de Macao、Délégation Générale de Palestine 及び Mission Permanente de l'Ordre Souverain de Malte の四つで、紀要第124号の記述と変更はない。しかし、当時は代表のうちパレスチナ代表のみが大使の資格を与えられていたが(現在の Mme Leila SHAHID 代表も同様。同代表は2005年10月1日着任)、いまやマルタ騎士団の Yves GAZZO 代表(2012年11月1日着任)も大使の資格をもつことが外交団リストで明確にされている。

(2) 国際機関の連絡事務所については、新設された事務所がある一方、引揚げたものもある。国際機関の事務所については紀要第126号(2005年10月刊)及び127号(2006年3月刊)で解説を行なったが、この号が発行される以前、「その他の国際機関」のうち中米機構(ODECA)、東アフリカ共同体(EAC)等がすでに事務所を閉鎖していた(60-1頁)。その後の動きは次の通りである。

まず、国連及び国連機関では、第126号に比べて、リスボン条約

が効力を発生したあと代表部を置いたのは国連プロジェクトサービス機関（Office for Project Services = UNOPS）、国連救済事業機関（United Nations Relief and Works for Palestine Refugees in the Near East=UNRWA）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women = UN-Women）⁹及び国連人道問題調整部（Office for the Coordination of Humanitarian Affairs=OCHA）がある。このほか、国連そのものが国連事務総長代表（Representative of the UN Secretary General）を欧州委員会の許に派遣しているように見える。しかし同代表は国連開発計画（UNDO）の事務所長と同一の人物であり、この点では紀要第126号の刊行当時（2005年10月刊）と変わりはない（149-150頁）。国連インフォメーション・センター（UNRIC）が置かれているが、これについては同じ紀要を参照されたい（149頁）。ある意味では、UNRICがブリュッセルにある国連独自の機関として唯一のものといってもよいかも知れない。

新設された国連機関のうち、UN-Womenの事務所は同機関が2011年初頭、三つの機関が統合され、発足する以前からあった。所長 Ms. Dagmar SCHUMACHER（2010年7月5日着任）は、当初は三つの機関の一つ、国連婦人開発基金（UNIFEM）を代表していた。

欧州委員会に対する国連専門機関の事務所としては、国際通貨基金（IMF）が事務所を新設した。その一方で、世界知的所有権機関（WIPO）が事務所を引揚げた。なお、国連食糧農業機関（FAO）の事務所が置かれているが、外交団リスト（2014年9月にアクセス）では代表名は記載されていない。しかし、何故か彼（彼女）の着任日が2003年6月19日と記載されている。

3. 次に、上記以外の国際機関の欧州委員会に対する連絡事務所につき、2004年4月当時の状況及び2014年10月現在の状況を比較することとしたい。新設または廃止された連絡事務所は次の通り。

(9) 2009年9月、国連総会は国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）及び国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合する新しい複合型機関を設立することを決め、2010年7月、決議（A/RES/64/289）をもって「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立を決定した。同機関は2011年1月、正式に活動を開始した。

国際刑事警察機構 (International Criminal Police Organisation = INTERPOL) 及びイスラム協力機関 (Organisation of Islamic Cooperation) が事務所を新設した。INTERPOL の現在の代表は Pierre REULAND (2008年1月6着任)、イスラム協力機関の代表は Arif MAMMADOV であるが、着任日は記載されていない。未着任なのであろう。

4. 筆者は次の3点を指摘したい。

(1) 欧州対外活動庁 (EEAS) が発足したが、非国家主体の連絡事務所は欧州委員会に信任される。したがって、EEAS はまだ EU の能動的・受動的使節権の全体を管轄するに至っていないといえそうである。ちなみに、欧州委員会は (i) これまで通り儀典部 (Service Protocole) をもっており、EU に信任される第三国関係の事務を担当している。また、*Corps Diplomatique accrédité auprès de l'Union Européenne et de la CEEA* を編集しているのも同部である。

(2) 第三国の代表は EU (及び EAEC) に信任されるが、一再ならず指摘したように、非国家主体の代表は EU ではなく欧州委員会に対する代表である。彼等の信任手続については、ブリュッセルに行ったとき情報を得ることとしたい。また、EU から EU 加盟国への代表部は依然として委員会の代表部か、または第三国の場合と同様に EU の代表部となったのかの点についてもブリュッセルで確かめることとしたい。

(3) 連絡事務所の名称及び代表の資格は国際機関によりまちまちである。

事務所の名称は “liaison office” がふつうであるが、最近では “mission permanente”、“délégation générale”、“délégation” もある。“Mission permanente” を使用しているのは UNDP、WFP、UNICEF、UNOPS、ILO、AU、欧州評議会、イスラム協力機関、INTERPOL、フランス語圏国際機構等比較的多く、“délégation” は UNOPS、CICR 等であって、これも多い。一方、“délégation générale” はパレスチナのみが使用している。(ii) 代表の資格も統一されていない。“Head of liaison office” が最多であるが、“secretary general”、“representative” 等別の資格をもつ代表もいる。

とくに注目されるのは、代表の一部が大使の称号を与えられていることであろう。欧州評議会の Torbjørn FRØYSNES 代表 (2008年9月17日着任)、

湾岸協力理事会（GCC）の Amal AL-AHAMAD(2008年9月1日)、アラブ連盟の Lahebio ADAMI 代表（2011年12月27日着任）、フランス語圏国際機構の Xavier MICHEL(2013年5月14日着任)の4名で、その数は増えている。

5. 国際機関相互の間で常駐代表が交換されるようになったのは比較的新しい。代表部または連絡事務所の名称、代表の資格等に統一が見られないのも当然であろう。しかし、代表の一部が大使級となり、しかもその数が漸増しているとすれば、彼等の地位が国家間を往来する代表のそれに近付きつつあることを示しているであろう。

それにしても、欧州委員会は「リスボン後」もこのような形で EU の使節権に関与しているのである⁽¹⁰⁾。

[付記] 非自治地域について

1. 現在 EU を構成する若干の国は、かつては国外で多くの「非自治地域」(self-governing territories、国連信託統治地域を含む。)を従属関係に置いていた。筆者がこれまで本紀要で縷々述べてきたように、EU または欧州委員会はこれら地域といくつかのタイプの公式関係を維持してきた。とくに、筆者は本紀要で近く旧 AASM 諸国に対する欧州委員会（当時は EEC 委員会、のち EC 委員会）の初期の常駐代表につき触れる予定である⁽¹¹⁾。これら諸国のうち18カ国は1960年1月－1962年7月の間にフランス、ベルギー及びイタリアから独立を達成し、また1968年3月にイギリスから独立したモーリシャスは、イギリスが三つの共同体に加盟したあとの1973年6月1日、AASM の一つとなった。これら計19の AASM は、EEC

(10) 余談であるが、本紀要第127号で述べた欧州特許庁（EPO）につき付言したい。EPO は欧州委員会に連絡事務所を置いているが（69頁）、2014年3月5日付朝日新聞によると（5面）、EPO のブノワ・バスティステリ長官（原綴り不明）は同紙記者に対し、「28の EU 加盟国のうち25カ国で有効になる『統一特許』を2015年から始める。これまでは EU 域内で使える特許は EPO が一括して審査するが、審査後さらに各国で登録しなければならなかった。しかし、登録手続も EPO で一括してできる『統一特許』をつくることで EU の25カ国が合意した。」と語ったという。

(11) AASM は Associated African States and Madagascar の略であるが、これについては本紀要第129号及び第135号の拙稿を参照されたい（それぞれ308-333頁、102-8頁）。AASM に対する EEC 委員会の代表は、本紀要第129号の拙稿で述べたように、EC 委員会の1977年9月版にはじめて氏名が掲載されたので、筆者としてはそれまでに任命された初期の代表につき情報を得たいと願っている。

加盟国の「非自治地域」であった時代はヤウンデ協定及びロメ協定によりEECに「連合」され、独立後も被連合国 (associés) のステータスを維持し、ACP諸国の一部となった現在でも、「旧AASM諸国」としてEUに対し依然として特別のステータスをもつ。EEC委員会は、AASM諸国に対し早くから代表を派遣していたが、筆者はいろいろ努力したものの、初期の実態はまだ解明されていない。

2. それにしても、「非自治地域」とは何か。EUまたは欧州委員会とこれら地域との間の公式関係については今回の稿を含め何回も触れているが、この際「非自治地域」について一言したい。

かつては「非自治地域」と称される地域は多かった。非自治地域とは、1960年の国連総会の定義では「施政国から地理的に分離し、これと人種的・文化的に異なる地域」であるが、国連の監視下に置かれる信託統治地域（国際連盟の委任統治地域のほか、第2次大戦の結果敵国一連合諸国から見て一から分離された地域がある。）も一種の非自治地域である。施政国及び被施政国（または地域）の関係は従属的なもので、施政国は主権国家であり、被施政国（または地域）は半主権国である。

1960年12月14日国連総会が採択した決議1514(XV)につき、国際司法裁判所は勧告的意見で、この決議は非自治地域にとり複数の可能性を示している、これら可能性には非自治地域が独立国家となること、他の独立国家と“free association”を行なうこと、他の独立国と統合すること等が含まれるとした⁽¹²⁾。

非自治地域のうち“half-sovereign State”または“semi-independent State”と呼ばれる地域は、「国家」といっても国際法でいう行為能力は制限されている。

Oppenheimは、“half-sovereign State”は“under the suzerainty or the protectorate of another State”と定義する⁽¹³⁾。“Suzerainty”の下では、被施政国は施政国に外交問題を処理する機能を委譲する（保護関係）。また、“protectorate”の下では国家の一部が制限された外交能力を国内法によって認める（付庸関係）。Oppenheimは、“the Powers are represented in

(12) *ICJ Report 1975*, 12, 32 (para. 57).

(13) Oppenheim, *International Law*..., I, 420.

these states only by consuls or agents without diplomatic character” と述べるが、例外として、“according to the Peace Treaty of Kainardgi of 1774 between Russia and Turkey, the two half-Sovereign principalities of Moldavia and Wallachia had the right of sending Chargés d’Affaires to foreign Powers. Further, the late South African Republic, which was under British suzerainty in the opinion of Great Britain, used to keep permanent diplomatic envoys at several foreign states.” と述べる。

これはスタンダードな解説であるが、筆者は Rosenne による “semi-independent State” の定義をより妥当なものと考えている。彼は “semi-independent State” を “a political entity with a limited capacity to act on the international plane, including capacity to conclude treaties coming within its competence (as opposed to general competence to conclude any treaty), not necessarily full capacity for all international purposes” と定義している⁽¹⁴⁾。

— EU 加盟国に限らず、国家及び国家の間の従属関係はとくに第2次大戦後次第に消滅し、現在では非自治地域はほとんどなくなったが、筆者は1968年1月、EEC が発足して以来の EU または欧州委員会と非自治地域との公式関係（常駐代表の交換を含む。）に強い関心がある。さしあたり「付記」の形で以上を述べさせて頂いた。

(14) Shabtai Rosenne, *The Perplexities of Modern International Law* (Leiden & Boston : Martinus Nijhoff, 2004), p.248.

